

# 税のお知らせ

## 6月の納税等

村県民税／前納・第1期

保育料／6月分

納期限／6月30日(月)

納期限内の納付にご協力ください。  
納付書にe-LQRが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジツト納付)を利用して納付が可能です。また、e-LQRに対応した全国の金融機関で納付が可能です。納付には口座振替も利用できます。

## 個人住民税について

個人住民税は、毎年1月1日にその市町村に住所があるか、あるいは事務所などがある方に係る税金で、県民税と村民税を合わせて住民税とよばれています。

住民税は、所得金額にかかわらず一定の額を負担する均等割、所得金額に応じて負担する所得割等から構成されています。

●均等割の税率 県民税年額 1,500円 (あいち森と緑づくり税500円を含む) 村民税年額 3,000円
●所得割の税率 県民税 4% 一律10% 村民税 6%
所得割の計算方法 (所得金額－所得控除額)×10% －税額控除額＝所得割額
●森林環境税 1,000円

**所得金額**：一般に収入金額から必要経費を差し引いた金額。

**所得控除**：扶養控除、配偶者控除、社会保険料控除など。

**税額控除**：調整控除、配当控除、寄付金税額控除など。

### ●納税の方法

**普通徴収**：役場から個人に納税通知書を送付して、直接個人が納付する方法です。納期は、年4回(6月・8月・10月・翌年1月)です。全期前納で納めることもできます。

**特別徴収**：6月から翌年5月までの12回に分けて給与から天引きされ、給与支払者が給与所得者に代わって納める方法です。

※特別徴収で納付されている方が、その年の途中で会社を辞められた場合、納付方法が普通徴収に変更されます。ただし、本人が希望される場合、または**翌年1**

月1日以降に退職された場合は、未納税額が給与から一括徴収されます。

なお、再度他の会社へ就職された場合でも申し出がなければ、特別徴収による納付はできませんので、ご注意ください。

### 年金からの特別徴収

4月1日現在65歳以上の方のうち、老齢基礎年金などの公的年金等を受給されている方は、その公的年金等の所得に係る住民税が公的年金等から特別徴収(天引き)される場合があります。なお、障害年金や遺族年金は対象となりません。

年金からの特別徴収がされる時期、金額等は、下の表を参考にしてください。手続きの都合上、仮徴収分については算出された税額より多い金額が年金から天引きされる場合があります。その場合は後日還付しますので、ご了承ください。

なお、給与所得に係る住民税は給与からの特別徴収、公的年金等に係る住民税は年金からの特別徴収、その他の所得に係る住民税は普通徴収、と所得の種類によってそれぞれ徴収方法が分かれる場合があります。すべての方法で納める方もいますが、重複して納める

### 昨年度、年金から特別徴収されている人

徴収方法	年金から特別徴収(天引き)					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
算出方法	それぞれ「前年度の公的年金等に係る年税額×1/2」を3等分にした税額			それぞれ年税額から4・6・8月分(仮徴収税額)を差し引いて3等分した税額		
	※期割税額に100円未満の端数が生じた場合、仮徴収は4月、本徴収は10月に加算します。					

### 本年度より年金から特別徴収が開始される人

徴収方法	年金から特別徴収(天引き)				
	普通徴収(自分で納付)				
	6月	8月	10月	12月	2月
算出方法	それぞれ年税額の1/4		それぞれ年税額の1/6		
	※年金からの特別徴収の期割税額に100円未満の端数が生じた場合、10月に加算します。				

ことにはなりませんので、ご承知おきください。